## 議員提出議案第1号

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則(平成17年紀の川市議会規則第1号)第14条 第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月27日提出

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

提出者 紀の川市議会議員 大谷 さつき

賛成者 紀の川市議会議員 仲 谷 妙 子

ル 太 田 加寿也

加 石 脇 順 治

## 提案理由

関係行政庁に対し、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出するため。

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に寄与してきました。

その中小事業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。

また、同法第57条で、「青色申告者」については、家族従業者の給与は必要経費への算入が認められていますが、いわゆる「白色申告者」では、事業主の所得からの控除額として、配偶者の場合で86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているだけです。家族従業者はこのわずかな控除額が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも自立しにくい状況となっており、また家業を手伝いたくとも手伝えないことが、後継者不足に繋がっていると考えられます。

平成26年1月からは「白色申告者」も記帳、帳簿保存が義務化されましたが、「青色申告者」との経費算入の在り方に違いが設けられており、同じ労働であるにも関わらず、申告形式の選択によって違いが生じる制度は、矛盾があると言えます。

よって、国会及び政府におかれては、申告形式にとらわれず、中小事業の重要な担い 手である家族従業者の労働を適正に評価し、労働実態に応じた税制とするため、所得税 法第56条の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

和歌山県紀の川市議会

(意見書提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

衆議院議長参議院議長